

離島・過疎地域における EV 導入推進事業補助金実施要領

制定：令和 7 年 9 月 11 日 環再第 378 号

離島・過疎地域における EV 導入推進事業補助金について、「離島・過疎地域における EV 導入推進事業補助金交付要綱（令和 7 年 7 月 3 日環再第 207 号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

第 1. 趣旨

県内の離島・過疎地域(注)を運行する電気自動車及びプラグインハイブリッド車(以下「電気自動車等」という。)への転換を促すことにより、化石燃料を中心とする社会からクリーンエネルギーを中心とする社会への移行を促進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むとともに、離島・過疎地域の課題解決を図ることを目的とする。

(注) 離島・過疎地域とは、次に該当する市町村で、別表に掲げるとおりとする。

- ・ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号及び同法施行令（平成 14 年政令第 102 号）第 1 条の規定に基づき指定された離島
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づき公示された市町村（一部区域）及び同法施行令（令和 3 年政令第 137 号）に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村

第 2. 補助対象者

(1) 申請日において、離島・過疎地域に日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）に規定された事業所等※を有している個人事業主又は法人。ただし、国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人を除く。

(2) 申請日において、離島・過疎地域に住民登録をしている個人。

※「日本標準産業分類」における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

(1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。

(2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

第 3. 補助対象及び補助対象の要件

(1) 補助対象

ア 電気自動車等：電気自動車（ミニカー（注 1）を含む）及びプラグインハイブリッド車（四輪以上の検査済自動車であること）

（注 1）ミニカーとは、第一種原動機付自転車（道路運送車両法施行規則第 1 条第 2 項に規定されたものであって、道路交通法施行規則附則（昭和 59 年 9 月 10 日総理府令第 46 号）により定めるものをいう。

（注 2）事業用の電気自動車等についても補助対象とする。ただし、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び乗車定員 11 人以上の車両を除く。

イ 充電設備（注）又は V 2 H

（注）充電設備とは、急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを指す。

（2）補助対象の要件

以下に掲げる要件を満たすものとする。

電気自動車等	充電設備・V 2 H
1 使用の本拠が離島・過疎地域であること。 2 自動車検査証の初度登録年月日が、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までであること。ただし、中古の輸入車の初度登録を除く。	1 電気自動車等に併せて購入・設置したもの。 2 購入した電気自動車等の使用の本拠の位置に設置したものであること。 3 充電設備は、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「補助対象充電設備型式一覧表」に示された同一の型式であること。 4 V 2 H は、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「補助対象 V 2 H 充放電設備一覧」に示された同一の型式であること。

第 4．補助対象経費及び補助金交付額

補助対象経費及び補助金交付額は、以下のとおりとする。

	電気自動車等	充電設備	V 2 H
補助対象経費	車両本体価格	充電設備の本体価格	V 2 H の本体価格
補助金交付額（上限）	15 万円	5 万円	15 万円
	ただし、車両本体価格を上限とする。		
	25 万円		
	ただし、車両本体価格を上限とし、県内で車両本体を製造する電気自動車等に限る		

（注 1）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

（注 2）本体価格にかかる値引き等がある場合は、それを差し引いた金額とする。

（注 3）補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（注 4）充電設備又は V 2 H 設置に係る工事費用については補助対象外とする。

第 5. 申請要件

本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、「第 2.補助対象者」のいずれかに該当する者とし、かつ下記の申請要件を全て満たす者とする。

1 共通事項
(1) 補助対象者が、交付決定時に県税に係る徴収金(県税及び延滞金等)に滞納がないこと。 (2) 補助対象者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。 (3) 購入の場合、補助対象車両は、代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続き(注)が完了していること。ただし、支払いの手続きには、手形による支払いを除く。 (4) リース契約の場合、リース期間は処分等制限期間以上であること。 (5) リース契約の場合、補助対象者はリース使用者であること。 (6) 一つの年度に申請する電気自動車等の台数及び充電設備又は V2H の設置基数は、補助対象者（リース契約の場合はリースを受けるリース使用者）につき電気自動車等 1 台、充電設備又は V2H のうちどちらか 1 基であること。
2 電気自動車等
(1) 電気自動車等を購入する場合、補助対象者は、補助対象車両の自動車検査証上の使用者であり、使用の本拠の位置が離島・過疎地域であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社等であること。 (2) リース契約の場合、自動車検査証上の所有者はリース事業者、補助対象者は使用者であり、使用の本拠の位置が離島・過疎地域であること。 また、法人等による申請及び法人等が申請車両のリース使用者である場合に限り、当該法人等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として自動車保管場所証明書を取得したことによって自動車検査証上の使用者となっている場合も申請を認める。 (3) 自動車を販売する業を営む法人が補助対象者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
3 充電設備及び V2H
(1) 補助対象者が充電設備又は V2H を設置する土地及び建物の所有者であること。 所有者ではない場合、所有者から土地又は建物等の使用及び充電設備を設置し使用することの許諾を取り、それを証する書類の提出が可能であること。 ただし、リース契約により充電設備を設置する場合、リース契約者である充電設備の使用が土地及び建物の所有者である場合は、使用の許諾を証する書類の提出を求めない。 (2) 申請に係る充電設備及び V2H は、電気自動車等の購入又はリース契約と同時に電気自動車等の使用の本拠の位置に設置されるものであること。

(注) 「全額支払いの手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。

第 6. 交付申請期間

要綱第 6 条第 1 項の規定に基づく交付申請期間は、以下のとおりとする。

○第 1 期：令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 8 年 1 月 16 日（金）

○第 2 期：令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

第 7. 交付申請予算の範囲及び交付申請の受理について

(1) 要綱第 6 条第 2 項の規定に基づく予算額については、以下のとおりとする。

○第 1 期：1,150 万円

○第 2 期：第 1 期予算残額

(2) 要綱第 6 条第 2 項の規定に基づく交付申請の受理については、以下のとおりとする。

○交付申請は、提出書類一式が整えられた交付申請書について、先着順に受理するものとする。

ただし、第 1 期については、離島・過疎地域のうち、宮古島及び宮古島との間に架橋が整備された離島並びに石垣島以外の地域（以下、「小規模離島・過疎地域」という。）からの申請に対して優先的に交付を行う。

小規模離島・過疎地域以外の地域※については、令和 8 年 1 月 16 日時点で予算額が超過していない場合に予算の範囲内で受付順に申請を受理し交付を行う。

（注）「小規模離島・過疎地域」以外の地域とは、次の離島をいう。

宮古島、下地島、伊良部島、池間島、来間島、石垣島

○申請期間内であっても(1)の予算額を超えることが見込まれる日をもって、申請の受理を停止する。

○郵送で提出する場合は、申請期間内の消印有効とする。

第 8. 交付申請方法について

(1) 提出期間：「第 6. 交付申請期間」のとおりに

(2) 提出方法：補助金交付申請書（第 1 号様式）に(3)添付書類一式を添えて電子メール又は郵送で提出すること。送付前にはチェックリストで添付資料の不足等がないか確認した上で提出すること。

（注 1）郵送の場合は、簡易書留郵便・レターパック・その他特定信書便など、発送・到着の記録が可能な方法にて提出すること。

（注 2）郵送の場合、提出書類は A 4 様式に統一した上で提出すること。

（注 3）メールで送付する場合は、添付ファイルにパスワードを付けるなどして個人情報保護のための措置した上で送付すること。

(3) 添付書類

電気自動車等

①沖縄県税について未納がないことの証明書の写し（発行から 3 か月以内のもの）

②補助対象者を確認する書類

ア 補助対象者が法人の場合は、全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写し（発行から３か月以内のもの）

イ 補助対象者が個人の場合は、本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証又は住民票、マイナンバーカード（氏名、顔写真、住所等が記載された表面のみ）等）の写し

③ 補助対象車両及び車両代金の支払い及び使用の本拠を確認できる書類

ア 自動車検査証記録事項の写し

イ 車両代金支払証憑（注）の写し

ウ リース車両については、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し

④ リース車両の場合は、貸与料金の算定根拠明細書（第９号様式）

⑤ クレジット契約等により車検証上の所有者と使用者が異なる場合は、使用者が契約者である自動車損害賠償責任保険証明書（これらが無い場合は、補助金の補助対象者と当該車両の使用者が一致することを証する書面）の写し

⑥ 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあっては次の書面

ア 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（第１０号様式）

イ 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（在職証明書）（第１１号、１２号様式）

⑦ その他必要に応じて知事が定めるもの

充電設備、V２H

① 充電設備又はV２H設置に係る工事・売買契約書類又は見積書等の写し
リース契約の場合、リース契約書（賃貸借契約書）の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（第９号様式）

② 充電設備またはV２H経費内訳明細書（①に記載がある場合は省略可）
（明細書作成日・設置場所・メーカー名・型式・本体価格・設置基数の記載があるもの）

③ 充電設備またはV２Hの仕様が分かる書類（カタログの写し等）

④ 設置場所見取図等（設置場所がわかる資料）及び位置図

⑤ 充電設備を設置する土地・建物の所有者を証する書類（登記簿等）、土地・建物の所有者が、補助対象者又はリース契約の場合の使用者と異なる者である場合は、土地・建物の使用及び充電設備の設置についての許諾があることを証する書類

⑥ 必要に応じて知事が定めるもの

(注) 支払証憑には、以下の書類等が該当する。

- ・申請者宛ての領収証（購入者が受領したものの写し）
- ・銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書(写し)
(銀行の受付印のある振込金受取書、もしくは電子取引の取引完了画面の写し等)

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、電気自動車等、充電設備又はV2H本体の支払額が分かる内訳明細表。
- ・クレジット契約等を利用した場合は、販売会社からクレジット会社等に宛てた領収証の写し。
(当該領収証には、補助対象者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。)
- ・販売店と補助対象者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

(4) 提出先・問合せ先

「第 13. 補助金についての提出先及び問合せ先」に記載の住所又は e-mail アドレスに郵送又は電子メールにより提出すること。

第 9. 交付決定

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

なお、「第 7. 交付申請予算の範囲及び交付申請の受理について」に記載のとおり申請を受理することから、予算額以上に申請があり、交付決定がなされない場合は、不受理とした旨を通知する。

第 10. 実績報告書について

補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち、充電設備もしくはV2Hについては、申請に係る機器又は設備の導入後下記提出期限までに、実績報告書を提出すること。

ただし、電気自動車等の購入に合わせて既に充電設備を設置している場合は、交付申請と併せて実績報告を行うことも可能である。

(1) 提出期限：設備を導入した日から 1 か月以内又は令和 8 年 3 月 15 日のうちいずれか早い日

(2) 提出書類

- ① 実績報告書（第 5 号様式）
- ② 補助金交付決定通知書（第 2 号様式）の写し
- ③ 充電設備又はV2H代金及び設置工事代金の支払証憑の写し
- ④ 充電設備又はV2Hのメーカーが発行する保証書等又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書等の写し（保証書には、保証期間・型式が記載されていること）
- ⑤ 工事要部写真（施工後において、遠景・近景各 1 枚以上）
- ⑥ その他必要に応じて知事が定めるもの

(3) 提出先：「第 13. 補助金についての提出先及び問合せ先」に記載の住所又は e-mail アドレスに郵送又は電子メールにより提出すること。

郵送の場合は封筒に、電子メールの場合は件名に「離島・過疎地域における EV 導入推進事業補助金実績報告書」と記載すること。

第 11. 補助金の交付

交付決定者は、補助金の額の確定通知※を受けたときは、補助金支払請求書（第 7 号様式）を知事に提出すること。

なお、電気自動車等及び充電設備・V2H について交付申請した場合については、併せて請求することも可能とする。

(1) 提出期限:令和 8 年 4 月 15 日（水）

(2) 添付書類

- ・補助金支払請求書（第 7 号様式）
- ・補助金交付額確定通知書（第 6 号様式）の写し
- ・振込先銀行口座の銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が分かるもの（預金通帳の写し等）

(3) 提出先

「第 13. 補助金についての提出先及び問合せ先」に記載の住所又は e-mail アドレスに郵送又は電子メールにより提出すること。

郵送の場合は封筒に、電子メールの場合は件名に「離島・過疎地域における EV 導入推進事業補助金請求書」と記載すること。

(注) 電気自動車等については、「第 9. 交付決定」と併せて補助金の額の確定通知（第 6 号様式）を送付します。充電設備又は V2H については、「第 10. 実績報告書について」により、設置内容や経費の確認を行った後に補助金の額を確定します。

第 12. 計画変更・財産処分について

(1) 交付決定者は、交付決定を受けた後、交付申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む）しようとする場合は、事前に計画変更承認申請書（第 4 号様式）を提出し、承認を得ること。

(2) 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した電気自動車等、充電設備又は V2H を電気自動車等は財産取得後 4 年間、充電設備又は V2H は財産取得後 5 年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供すること又は使用の本拠が離島・過疎地域でなくなることを制限する。

(3) 交付決定者は、財産処分制限期間内に財産処分をしようとするときには、あらかじめ財産処分等承認申請書（第 8 号様式）を提出し、承認を得ること。

第 13. 補助金についての問合せ先及び提出先

(1) 補助金交付申請等に関する相談窓口

- ・相談窓口：（一財）沖縄県環境科学センター「EV 補助金相談係」
- ・連絡先：TEL：098-875-5208/FAX：098-875-1943
- ・受付時間：平日 9：00～12：00・13：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

(2) 申請書提出先

- ・ 住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）
- ・ 部課名：沖縄県環境部環境再生課
- ・ e-mail：aa021100@pref.okinawa.lg.jp

別表

沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号及び同法施行令（平成 14 年政令第 102 号）第 1 条の規定に基づき指定された離島（有人離島）

圏域	市町村名	島名
北部圏域	伊平屋村	伊平屋島、野甫島
	伊是名村	伊是名島
	伊江村	伊江島
	本部町	水納島
中南部圏域	うるま市	津堅島
	南城市	久高島
	粟国村	粟国島
	渡名喜村	渡名喜島
	座間味村	座間味島、阿嘉島、慶留間島
	渡嘉敷村	渡嘉敷島
	久米島町	久米島、奥武島、オーハ島
	北大東村	北大東島
	南大東村	南大東島
宮古圏域	宮古島市	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
	多良間村	多良間島、水納島
八重山圏域	石垣市	石垣島
	竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、嘉弥真島
	与那国町	与那国島

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づき公示された過疎市町村

圏域	市町村名
北部圏域	国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中南部圏域	南城市（旧知念村区域）、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、南大東村、北大東村※
宮古圏域	宮古島市、多良間村
八重山圏域	竹富町※、与那国町

※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村